

行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	多目的集会施設・生活改善センターの廃止の検討			重点項目番号	4					
現状、問題点、必要性 (なぜやるのか)	【現状】 伊賀市集会施設条例で規定のある集会施設については、補助金適正化法により耐用年数の期間は市の施設として位置付けている。現在24施設が指定管理者制度により地区が管理代行を行っている。 【問題点、必要性】 住民自治の拠点となる施設であるため、地区に移管し全面的な運営管理を行ってもらい、施設をさらに活用してもらおう。 【現状の客観的な説明】 本計画の集会施設は設置条例があり、公の施設として位置付けられているため、直営か指定管理者制度のどちらかで管理を行う必要がある。以前から地域に管理委託しており、現在は指定管理者制度による管理運営が行われている。耐用年数が経過した施設7施設は平成17年度に地域に払い下げを行っている。			番号	①					
				担当課(執行する課)	産業振興部農林振興課					
				責任者名(執行責任者)	農林振興課長 橋居 徳治					
				担当課電話番号	22-9666					
対象等(なにが、だれが)	集会施設条例で規定している集会施設			【金額】	【算定根拠】 ※指定管理料等の支出はないため、本事業における効果額は算定できない。					
成果(対象がどうなるのか)	地域に払い下げられ、管理運営が行われる。									
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	【実施内容】 集会施設条例に規定されている集会施設について、補助金適正化法による耐用年数が経過した施設を地域に払い下げる。 【目標数値】 《最終目標》平成22年度末までに耐用年数の経過する5施設を地域に払い下げる。 《平成20年度の目標》平成20年度に耐用年数が経過する施設はない。 《平成21年度の目標》平成21年度に耐用年数が経過する2施設を払い下げる。 【目標の客観的な説明】 補助事業により設置したものであるため、補助金適正化法により市の施設としての位置づけをするが、耐用年数を経過した施設は地域に払い下げを行いさらなる活用をもらう。			財政効果額(千円) (いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか)	特記事項	補助金をもって建築された施設の転用、譲渡、取り壊しに関する規制緩和が施行されれば、対象となる施設数は増える。				
目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目) (何をどれだけやるのか)	活動指標名	目標値	定義・算定式	行程表(いつまでにやるのか)						
				平成20年度		平成21年度		平成22年度		
					4月	10月	4月	10月	4月	10月
	指定管理者制度による管理代行		平成22年度が終期となっている。							
	平成20年度の払い下げ	0施設	平成21年度に耐用年数が経過する施設の払い下げの協議を行う。							
	平成21年度の払い下げ	2施設	平成21年度に耐用年数が経過する施設の払い下げを行う。22年度払い下げの協議を行う。							
	平成22年度の払い下げ	3施設	平成22年度に耐用年数が経過する施設の払い下げを行う。23年度払い下げの協議を行う。							